

行政常任委員会報告

平成 26 年 5 月 9 日
午後 1 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) その他

2 教育委員会

- (1) 夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理について
- (2) その他

3 市民課

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) その他

4 産業課

- (1) 平成 25 年度夕張市観光客入込数について
- (2) (株)夕張ツムラの第 2 期工事着工について
- (3) 「19th North Japan Custom Festival Battle Stage 2014 in 夕張」
の開催について
- (4) その他

◎出席委員（7 名）

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（1 名）

熊 谷 桂 子 君

(大山委員長)

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 7 名であります。欠席委員は 1 名であります。ほかに議長が出席されております。

なお、熊谷委員については、所用のため欠席する旨の届け出がなされております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、市民課、産業課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 火災の発生について

2. その他

(石黒消防次長)

消防本部からの火災の発生について報告いたします。

資料 1 をごらんください。

道東自動車道大夕張トンネル内で発生した車両火災について。

覚知時刻は、平成 26 年 4 月 23 日、水曜日、15 時 12 分で、出火時刻が同日 15 時 02 分ごろと推定します。

覚知方法は高速道路専用電話で、出火場所は道東自動車道上り大夕張トンネル内 E 51.4 キロポスト付近です。

鎮圧時刻は、平成 26 年 4 月 23 日、水曜日、15 時 51 分で、鎮火時刻は同日 16 時 22 分です。

出動状況は、消防ポンプ自動車 2 台が出動し、2 台とも放水しています。

焼損状況は、三菱キャンター 2 トントラック 1 台が焼損したものです。

出火原因、損害見積額につきましては、現在調査中です。

気象状況は表記のとおりです。

報告は以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは私のほうから 1 点、夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理について報告をさせていただきます。

夕張市紅葉山パークゴルフ場の指定管理についてであります。当該施設の今後のあり方について協議を進めていたところ、本年、4 月 15 日紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会設立有志発起人代表の大谷勝司様から、指定管理者として、していただきたい旨の要望書、資料の 1 ページになりますが提出されました。

提出された関係書類について、内容等の確認及び聞き取り調査を行ったところであります。

つきましては、総合的に審査をした結果、この会が指定管理者に相当であると判断したところであり、当該施設の性格や地域性からこれまで利用してきた方々がボランティアにて管理 ということ、維持管理業務に精通していることを考慮して、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号により、公募によらない指定管理者の選定ということで、先月の 21 日に開催された第 4 回定例教育委員会に提案をし、審議の結果、指定管理者に選定されましたので、同省令第 6 条により速やかに

選定した旨の資料の 2 ページになりますが通知をしたところであります。

指定管理期間につきましては、前指定管理者の残りの期間であります平成 27 年度末までとし、その後については今後、約 2 年間の状況等を検証しながら協議をしてまいりたいと考えております。

■をご報告をさせていただきます。

紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会を選定した旨を通知をした後、4 月の 26 日に設立総会が開催され、資料は 3 ページ以降になりますけれども 4 月 28 日付で指定申請書が提出をされました。

夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 7 条により当該候補者を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法第 244 条第 6 項の規定により議会の議決が必要となりますことから、5 月 13 日開催の第 2 回臨時市議会で議案を提出することとしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

資料の 6 ページになります。紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会の会員の名簿になります。ここでは 60 名と書いてありますが 30 名ということになっておりますが、この後も皆様の会員の方を声かけて集めておられまして、今、きょう現在で 70 名が会員になられているというお話を伺っております。

私からは以上です。その他についてはありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

一つ確認ということになりますけれども、利用料金についてはここに 300 円掛ける 2,000 人を見込んでいるということでもありますけれども、その 300 円というのは一律料金という考え方でよろしいでしょうか。

(教育課長)

この 300 円につきましては、1 人 1 日 300 円、団体扱いというのは全く考えていないと、とにかくお一人 1 日何回回っても 300 円というような考えでございます。

(角田委員)

会のほうも会員を募った中でどんどん輪を広げていこうということだと思うのですが、会員と非会員に対する区別というか、そういうものも含めて一律ということでしょうか。

(教育課長)

そのとおりであります。

(大山委員長)

その他、何かございますか。

(議長)

私もちょっと利用料金のことなのですが、ここで 300 円掛ける 2,000 人となっているのですけれども、これはちなみに昨年まで紅葉山の町内会でやっていたときの利用状況というのはわかりますか。

(教育課長)

昨年度が 2,917 名です。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(小林委員)

私も確認なのですけれども、現在、去年二千幾ら、それから市としてというか、教育委員会としても所管は違うのだけれども、前から取りざたされていた部分で のパークゴルフ場の関係と私が懸念するのは夕張のパークゴルフ人口かなり減少している中で、紅葉山も同じようなことで指定管理を受けるということで、 今現在、スポーツ人口という意味でパークゴルフの も今回、その中で自助努力としてという部分で、これは考え方としてそれぞれの部分で増と見込んでいるのかどうか、 その辺の見解というのがもしわかればお願いいたします。

(教育長)

そもそもは虹ヶ丘のパークゴルフ場と紅葉山のパークゴルフ場、私どもが所管している紅葉山パークゴルフ場については設置条例というのがあって、この中では主に健康増進とそれからスポーツ振興と、この二つを大きな目的としているところであります。

今般の 大きな柱の一つが健康増進等にかかわって地域の人が極力来れるようなものにとことの説明がありました。その中では、まだ具体化しているのかどうかちょっとわかりませんが、小さな大会というのですか、一定程度、小さな地域の単位での大会といいますか、そういった については今まで以上に持っていきたいというお話はされていたところでございます。

(小林委員)

それで紅葉山の場合、適当であるということで指定管理、これは年数はどのぐらいと考えるのかお聞かせください。

(教育長)

連合町内会主催の ことで3年間やられたのですけれども、いろいろな事情の中で手を引くということになりましたので、教育委員会としては残

りの2年、これをまず一つ という考え方でありますので、2年を過ぎた段階で次、更新をどうしていくのかというのは状況見た中で、また十分、会のほうとも相談しながら考えていきたいというふうに思います。

(小林委員)

もう一つ確認で、今まで紅葉山の連合町内会さん、指定管理 管理人のあり方という意味で、今回もいろいろとボランティアという意味で書かれてはいるのですが、管理のあり方というのは、管理人のボランティアで常駐するというふうに考えていてよろしいでしょうか。

(教育課長)

管理人はお二人を置く状態で管理人で交代で行うということにする立場をとっております。お金はお支払いはしませんけれども、1日使える利用券をお渡しするぐらいのものは考えていくようなことを しています。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【市民課】

1. 専決処分の承認を求めることについて
2. その他

(鈴木理事)

市民課からの今回の報告に当たりまして、私のほうからちょっと一言、この本件についてご説明させていただきたいと思います。

今回の案件でございますけれども、この内容は公の施設でございますゆえにはまなす会館の指定がありまして、これを市長が専決したことによる議会の報告と、それから承認を求めるという内容でございます。

本件につきまして、本来でございましたら市議会の議決を得るべきものでありましたけれども、さきの第1回の定例市議会の提案が漏れたまま閉会したということで、その後、やむなく市長が専決を行って、直近の今度の市議会のほうで本会議のほうで報告させていただくという案件でございます。

定例市議会における提案というものが漏れてしまったことについて、理事を初めとしまして議員の皆様におわびを申し上げたいと思います。

本件の内容につきまして、担当課からご報告いたします。

(大山委員長)

それでは、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

それでは、担当課からご説明申し上げます。

公の施設である、ゆうばりはまなす会館は設置条例第 4 条により、指定管理者により施設の管理運営を行っておりますが、
をいただいている指定期間が平成 26 年 3 月 31 日までとなっております。

しかしながら、当方でそれを確認したのが第 1 回定例市議会閉会後の 4 月直前でありました。

さきに申したように、そこが施設の管理運営については設置条例による指定管理者に行わせるものとしていることから、指定管理者未決定の状態では施設の休止にもなりかねず、管理者、施設利用者であるところの市民の方々に多大な迷惑をかけてしまうことが推測されました。

よって、資料 1 に示すとおり、指定管理者となる団体をこれまでの指定管理者である一般社団法人が
指定の期間を平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間として地方自治法第 179 条第 1 項に定める市長専決を行ったところであります。

一般社団法人らぶらすについては、事業仕分けが行われる以前も N P O 法人穂別町青少年活動センターゆうゆう 24 時代を含め、はまなす会館が指定管理者制度をとった平成 19 年度から地元市民を雇用し、地域に密着した経営を行ってきた実績と、この活動は社会福祉の増進を図るためという施設の設置目的とも合致していることから、引き続き指定管理者として選定したものであります。

なお、本専決事項につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項により、次の議会にこれを報告し、その承認を求めなければならないとされており、直近の市議会にある次期臨時会にて報告を行うものでございます。

以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

このたび、はまなす会館の指定管理に基づくという手続き上、エラーをしてしまったということの報告で提案いただいていると思うのですが、はまなす会館については十分、その活動も含めて評価できるところにあるのですけれども、いわゆる指定管理を任せている施設に対して、これまでもそ

うなのですけれども、やはり行政と指定管理者との間のキャッチボールが余りにも不足していないのかと、というのは指定管理ですから役所は当然、直接関係ありませんというのがいろいろなところで見え隠れするのです。というのは、指定管理を任されたほうもこれではやっていけないという事態もいろいろありながら生活館のこのたび、担当は違うかもしれないけれども生活館など含めてそうなのだけれども、この指定管理をしていただいて、一定程度もう経年している段階で、もう施設の的にもそこに備わっている備品等も含めてやはり任せっぱなしというところがいろいろなところで気になるのです。

これについて、このたびはエラー、気がつくのが遅かったということの中で専決処分をしなければいけないという事態については、これは大きな問題だとは思いますが、ただ、いわゆる指定管理と行政の関わり方について、これも含めて何か反省というか、今後の対策というのか、そういうものは得られたのでしょうか。

(鈴木理事)

本件に限らず、非常に多くの指定管理の方に だとか、そういったことをお願いしているという現状がございます。

やはり、一つは前回の常任委員会でございますけれども、あれは指定管理はございませんが、公園だとか、そういったことも含めて、施設、管理しなければいけないものが非常に職員だとか、今の人口数に比して非常に多すぎるということも一つはございます。

ただ、それは言い訳にはならないわけで、今後、やはり公の施設のやり直しということも含めて適正になっていることは非常にハードルが高いですけれども、それは時間をかけてやっていきたいと思います。

それからもう一つとしまして、その地域の中に今、多くの地域の方にこの種のかかわりとか、指定管理も含めて担っていただいている、別立ていただいていることも現実でございます。その辺のコミュニケーションだとかキャッチボールにつきましても、これも例えば4月には公園を管理していただいている方回ったり、同時にまた生活館のほうも今回、取り組みを ということもございますけれども、やはりそういった日常管理していただいている方とのコミュニケーションということが密にということをしていきながら、今回のようなことが起きないようにということを複合的にやっていこうということで、そのような話をして対策をしているところでございます。

(角田委員)

今、理事の説明の中に、いわゆる役所として直接、管理できないところを指定管理していただいているということ、それで当然、扱っていたものが急になくなるのは困るということで、各地域の方々の協力も得て指定管理をや

っている。

その中で、地域の一定程度、年齢も高くなり、いわゆる会館だったり、施設になったりのその利用率も下がるということも、この現状をしっかりと把握して、実際は今あるものを何とか継続をとということよりも、本来は何が必要で、何についてはやはり一定程度の段階で見切りをつけて、やはり少ない財源をしっかりと活用できるところに投入していくというやり方をしていかなないと、このたびの生活館等の維持費についても、例えば清水沢を例にとっても、生活館 8 万円強の補助がつくということをきのう報告受けていますけれども、実際かかっている量からすると本当にごく一部でしかないのは事実であるし、いろいろな会館も含めて電気だとか水道だとかベースになる費用を算定ということの中からすると、余りにも割り算の分母が大きいのではないだろうか、いわゆる 1 滴の水を砂漠に霧吹き状態でまいても、たいしたというか、ありがたみのない、実質的には余りどうなのというところに感想としてもないわけではないのです。

であれば、やはり今後とも課題としては残すものは残す、その中で手だてするものはある程度、全面的とは言わないけれども困らない程度に手だてをすめという考え方のもとで、今、理事が言われたとおり一定程度、整備をかえた上でやはりそういう資金を、財源を投入すべきでないのかというのは私の考えでもあるし、実際に補助を受けた側からすると、これで終わりかという思いもなくはないのです、実際のところ、感想として。

というのは、やはり三十数施設のある中で 140 万円程度だったのか、それを割り算すると、割返すとそうになってしまう。でも、それはいつまでもその施設を全てを維持することは適切なのか、そうでないのかの議論を今まで余りしてこなかったのも事実なので、そこら辺のやはり議論もしながら、やはり適切に、本当にいい、必要などころについてはしっかり残すという方向を行政としても示してほしい。

(鈴木理事)

繰り返してしまいますけれども、非常に整理統合ということは、整理統合というのですか、その地域の利便性だとか、こういった今、おっしゃったようなことというのは大きな課題だと思ってございます。

その中で今、議論していただいた方がそれぞれいる中で、例えば密着した非常に効率、全体的には効率的でないという部分もあると思いますので、それはやはりこの地域の方の実態というのですか、運用実態の場をしっかりと把握して、やはりそういった形で法律的にやるには、そのステップというのは非常にいろいろ手続きが必要になってくると思いますので、それらはもう問題意識としては 我々も持ってございますので、そういったご指摘をも

らいながら進んでいきたいと思います。

(角田委員)

今、言われていることは大変、理解します。コンパクトシティということでまちづくりを含めて考える中で、やはり公的施設も含めて、一定度の集約の中でしっかり守るものは守るのだという色合いがないと、これから住民も含めて、やはりその効率化することによって非常に便利になることと、継続的にいろいろなことが保てるのだということを二本柱で説明していかなければならないというふうに、今までのように 30 なら 30 人、広く浅くとやっているようなやり方とまちの集約化という考え方とは矛盾するところだと思うのです。そこら辺は、やはり一体化として進めていただきたいし、そういう提案を今後とも期待しますのでお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【産業課】

1. 平成 25 年度夕張市観光客入込数について
2. 株式会社夕張ツムラの第 2 期工事の着工について
3. 「19th North Japan Custom Festival Battle Stage 2014 in 夕張」の開催について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、産業課より報告を受けてまいります。

(産業課長)

産業課につきましては、所管事項 3 件について報告させていただきます。

初めに、平成 25 年度夕張市観光客の入込数についてでございますが、1 ページの資料 1 の 2 を報告させていただきます。

月別の前年度対比につきましては、4 月から 9 月まで前年度を下回っており、上期全体で前年度比 89.8%と約 1 割減となっております。

この主な要因は、道東自動車道夕張・占冠間の開通による影響が依然として続いており、関連施設の来客の減によるものでございます。

10 月から 1 月までは前年度を上回っており、特に 10 月はもみじ祭の復活開催と東南アジアからの宿泊観光客の大幅な増により、前年度比 184.8%と大き

く上回る結果となっております。

2月、3月の減少の主な要因につきましては、レースイの湯の利用客の減とレースイスキー場の日帰りスキー客の減少によるものであります。

下期全体では、前年度対比 114.3%と伸びておりますが、年間では前年度対比 99.7%となり、0.3%の微減という結果となっております。

今後につきましては、地域振興をより図るため、観光客など交流人口の回復に向け関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、株式会社夕張ツムラの第2期工事の着工についてでございますが、当初、平成23年度に2期工事を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により延期となっております。

株式会社ツムラは医療用漢方薬の需用が高まる中、当初の計画どおり北海道の拠点として株式会社夕張ツムラの機能及び保管能力を拡大するため、第2期工事に着手するものでございます。

第2期工事の概要につきましては、2ページの資料2によりご説明いたします。

建設場所につきましては、沼の沢の株式会社夕張ツムラ敷地内でございます。工期につきましては、本年5月30日に着工し、来年7月末完成の予定であります。

建設物は、生薬調整施設を増築するものでございます。建築面積及び述べ床面積は、記載のとおりであります。

設備といたしましては、施設内に選別ライン、生薬低温倉庫、事務室を設置する計画となっております。

また、その他の設備としては、駐車場などの屋外の施設にも予定しております。施工業者は体制建設株式会社でございます。

続きまして、第19回 North Japan Custom Festival Battle Stage 2014 in 夕張の開催についてご報告いたします。

このイベントは、各18回にわたり開催されまして、札幌市で11回、昨年まで岩見沢市で7回開催されてきました。

今回、夕張市での開催に至った理由につきましては、年々一般来場客の数がふえておりまして、約1,000台の駐車場を確保するのが厳しくなってきたと聞いております。

たまたまプロジェクトの関係者が歴史村に拾い駐車場があるのを知っておりまして、当市に打診があったものでございます。

イベントの内容につきましては3ページ、4ページの資料3に記載しております。

3ページをごらん願います。開催日時は、6月21日、22日の2日間ござ

います。開催場所は、石炭の歴史村駐車場です。

開催内容につきましては、4 ページにタイムスケジュールの記載がございますが、約 300 台の会場車両がエントリーをして、コンテストにより順位を競い、賞を決定するイベントと聞いております。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はございません。

(産業課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
